



平成 25 年 3 月 18 日

各位

会社名 **株式会社 マイスターエンジニアリング**

代表者名 取締役社長 柴田 一郎

(コード番号: 4695 東証第二部)

株式会社 マイスター60

取締役社長 鈴木 利雄

執行役員 (担当) 高平ゆかり

【問い合わせ先】 経営企画室 03-6431-9360

kouhou@mystar60.co.jp

定年世代のシニア社員にインターンシップで意識改革
＝「65 歳」継続雇用義務化に伴う課題に対応＝
ーシニア人材サービスのマイスター60が9月に開始ー

マイスターエンジニアリンググループの株式会社マイスター60は、定年世代のシニア社員向けインターンシッププログラム（体験型意識改革研修）を今年9月に始めます。マイスター60は高齢者の雇用創出を多角的に展開するシニア専門の人材サービス会社で、働く社員の大半も60歳以上の高齢者会社です。

このマイスター60で高齢者の就労支援を実務体験するほか、若年世代との対話の場や専門相談員との面談を通じてシニア期の「就労マインド」について認識を深めていただく研修を提供します。

プログラム実施に当たっては、企業の人事担当者、シニアの就業・雇用問題に関心を持つ団体や研修インストラクターなどにも協働を呼び掛けています。（[第1期の概要は2ページ](#)）

東京オリンピック、大阪万博に感動して育ち、昭和から働き続けてきた人たちが定年を迎えています。厚生年金（比例報酬部分）支給開始年齢の段階的引き上げに伴い、高年齢者雇用安定法が改正され4月1日から施行されます。2025年には希望者全員65歳まで雇用することが義務化され、わが国における事実上の定年は65歳以上となります。これを受けて企業もシニア社員も新たな対応を迫られています。

マイスター60は創業以来、高齢者の雇用創出を通じてシニア社員の労務管理やモチベーションマネジメントに豊富なノウハウを有しています。生涯現役社会を視野に、サラリーマンの職業人生は今後更に延び続けていくでしょう。そこで、当社の強みであるこれらのノウハウを活用し、高齢期に必要とされる「就労マインド」を動機付けする体験型意識改革研修を開発しました。

具体的には、定年世代のシニア社員を対象に、6カ月のインターンシッププログラムを提供します。参加されるシニア社員の方は、所属会社に在籍のまま、研修プログラムを履修していただきます。

インターンシップでは、現在の肩書や過去の実績から離れ、当社の人材開発業務や高齢者の就業支援

を体験し、シニア世代の生きた就業現場に触れていただきます。このプログラムを通じて、高齢期における「働き方」を見直す機会を提供し、参加者の「就労マインド」がより高まることを期待しています。

マイスター60では、インターンシッププログラムの実施に当たり、参加される企業の人事担当者、さらに高齢者の働き方、就業問題に関心を持つ専門家や研修インストラクターと協働しながら、わが国ならではの「定年文化」さらには「生涯現役文化」の形成を目指していきます。

第1期シニアインターンシッププログラム

- ・平成25年（2013年）3月から第1期の募集を開始します。
- ・第1期は25年9月にスタート予定、期間は6カ月。
- ・第1期は「モニター」とし企業側の参加費用は無料です。
- ・インターンシッププログラムへの参加は、企業の人事担当者を通じて申し込んでいただきます。
- ・参加企業の人事担当者のご意見も踏まえて研修プログラムを最終的に決定します。
- ・第2期以降、インターンシップ期間は6カ月～1年間とする計画です。
- ・マイスター60でシニア世代の人材サービスの実務体験を通じて異業種の職場、シニア世代の就労への取り組みをみていただくほか、学生を含む若年層との多様な交流、座学、面談（カウンセラー、所属会社の人事担当者）などを実施します。
- ・4月11日（木）に企業向けに1回目の説明会を行うほか、4～5月にも説明会を開催します。

（ご参考）

【株式会社マイスター60】

- ・平成2年（1990年）2月に「年齢は背番号、人生に定年なし」をスローガンに設立。
- ・シニア世代の人材派遣、職業紹介をコア事業とし創業以来約5000名の高齢者雇用を創出。
- ・取締役会長（創業者）平野茂夫 取締役社長 鈴木利雄
- ・株式会社マイスターエンジニアリング（東証2部上場）の子会社
ホームページ <http://www.mystar60.co.jp/>

【高年齢者雇用安定法の改正】

高年齢者雇用安定法が平成25年（2013年）4月1日から改正され、65歳までの定年後継続雇用が義務化される。企業が導入している現行制度は平成37年（2025年）3月まで12年間の経過措置が適用されるが、平成25年4月からは61歳まで、28年4月から62歳まで、31年4月から63歳まで、34年4月から64歳まで、企業は希望者全員を継続雇用する義務を負うことになる。

【取材・お問い合わせ先】

株式会社 マイスター60 （東京都品川区西五反田7-19-1）
経営企画室 シニアインターンシップ広報担当 山口・新井
電話 03-6431-9360 FAX 03-5434-0906
Eメール kouhou@mystar60.co.jp